

善通寺市保健事業実施計画

第2期データヘルス計画

平成30年度～令和5年度

中間評価

令和3年3月

善通寺市

目次

第1章 中間評価の実施に当たって

- 1 データヘルス計画策定の背景と目的
- 2 中間評価における留意点
- 3 計画の期間と中間評価の時期
- 4 PDCA サイクルに基づいた計画策定と保健事業の展開

第2章 中間評価における基本理念の整理

- 1 当初計画における関連計画と位置づけ
- 2 中間評価における視点の整理

第3章 重点保健事業の進捗状況の整理と評価

- 1 生活習慣病予防対策
 - 実施状況の振り返り
 - 取組状況の評価
 - 目標の達成状況
 - 成功要因および阻害要因
 - 上記についてのデータ分析
 - 目標値（後期：令和5年度までの3年間）
 - 中間評価による修正後の方針と実施内容
- 2 生活習慣病重症化予防対策
 - 実施状況の振り返り
 - 取組状況の評価
 - 目標の達成状況
 - 成功要因および阻害要因
 - 上記についてのデータ分析
 - 目標値（後期：令和5年度までの3年間）
 - 中間評価による修正後の方針と実施内容

第4章 その他の保健事業について

- 実施状況の振り返り
- 今後の実施内容と目標値

第 1 章 中間評価の実施に当たって

1 データヘルス計画策定の背景と目的

本市では、「国民健康保険法(昭和 33 年法律第 192 号)第 82 条第 5 項の規定に基づき厚生労働大臣が定める国民健康保険法に基づく保健事業の実施等に関する指針(保健事業実施指針)」に基づく、効果的・効率的な保健事業の実施を図るための計画として、平成 28 年 3 月に「善通寺市保健事業実施計画(データヘルス計画)」を策定し、被保険者の健康的な生活習慣をさらに定着させるため、様々な事業の実施に取り組んできました。

「善通寺市保健事業実施計画(データヘルス計画)」は、平成 28 年度から平成 29 年度までの 2 年間を計画期間として策定し、その後、後継計画となる「善通寺市保健事業実施計画(第 2 期データヘルス計画)」を平成 29 年度末に策定しました。計画の期間としては、平成 30 年度から令和 5 年度までの 6 年間とし、現状分析によって 4 つの重点課題を導き出し、それぞれについて個別保健事業を行い、方針・目標を立てること(Plan)、その目標の達成に向けて取組を実施すること(Do)、その進捗状況を点検・評価すること(Check)、計画をより良い方向へ見直すこと(Act)を一連の流れとする PDCA サイクルを繰り返し行うことにより、継続的な改善を図っています。

策定から 3 年目を迎えた令和 2 年度においては中間評価として、計画全体の目標や事業の評価を実施し、事業効果を高めるための見直しや検討を行い、最終的には事業や計画の目的・目標の達成に向けた方向性の確認、体制づくりを行います。

2 中間評価における留意点

中間評価における留意点については以下のとおりです。

- (1) 計画が軌道に乗っているか、進捗状況について、実績を基に整理・評価する。
- (2) 進捗状況により目標達成に向けた取組の方向性を確認する。
- (3) 計画策定時に設定した目標や指標の見直しを行う。
- (4) 関係者間での連携を図りながら取り組む。
- (5) 社会情勢等（制度改革、健康指標への外的影響、年齢構造等）の変化に伴い、計画変更の必要があるかどうかを確認する。

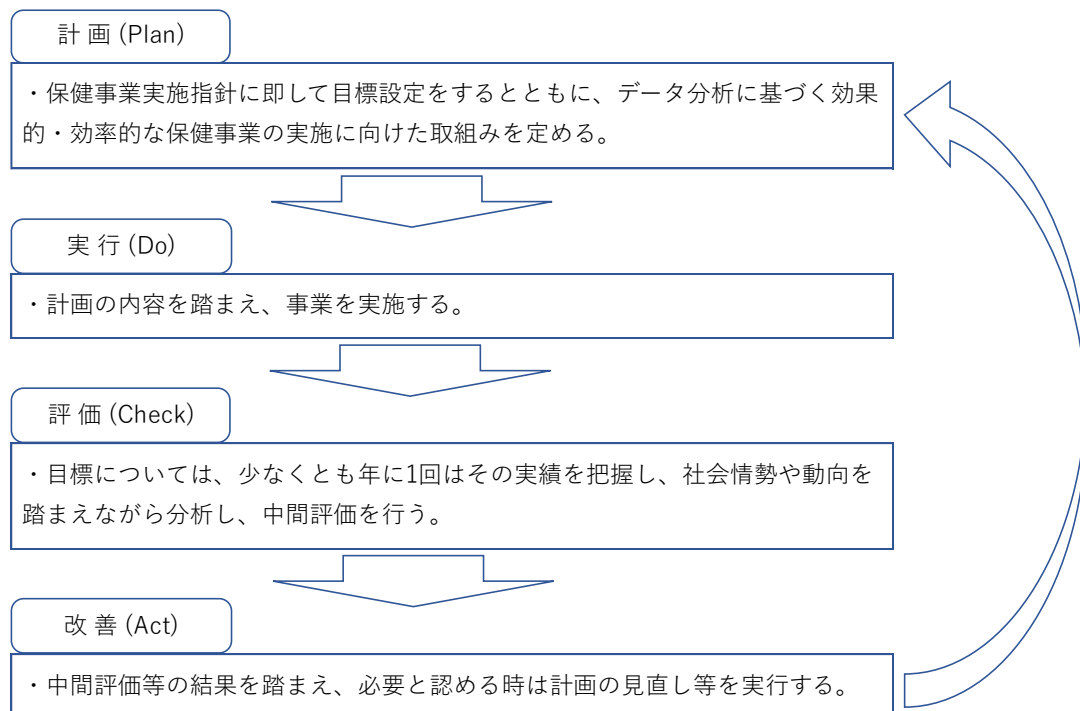
3 計画の期間と中間評価の時期

計画期間は、平成30年度を初年度とする6年間とし、中間年度である令和2年度に中間評価を行います。

平成 20年度	平成 21年度	平成 22年度	平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
			第5次普通寺市総合計画 (平成23～32年度)												
								普通寺市保健事業 計画(データヘルス 計画)	普通寺市保健事業計画 (第2期データヘルス計画)						
第1期普通寺市国民健康保険 特定健康診査等実施計画					第2期普通寺市国民健康保険 特定健康診査等実施計画					第3期普通寺市国民健康保険 特定健康診査等実施計画					

4 PDCA サイクルに基づいた計画策定と保健事業の展開

本市では、第2期データヘルス計画を策定するにあたり、PDCA サイクルに基づいた計画策定を行っています。4つの重点課題として①生活習慣病の予防対策、②生活習慣病の重症化予防対策、③健康増進対策(こころとからだ)、④地区組織力の向上対策を上げ、個々の保健事業について取り組んでいます。個別保健事業を実施するにあたり、各担当(国保部局・保健部局等)と事業評価を行い、次年度の事業計画の作成を行う体制を取っています。



第2章 中間評価における基本理念の整理

1 当初計画における関連計画との位置づけ

本市は、第5次善通寺市総合計画において基本目標に「福祉先進、だれにもやさしいまちづくり」を掲げ、すべての市民が健康で元気に暮らせるよう、地域・行政・医療機関などが連携した健康に関する教育・指導・相談体制を整え、市民が主体となる健康づくりを推進しています。

第2期データヘルス計画の策定においては、「第5次善通寺市総合計画」「善通寺市いきいきキラッと健康増進計画」等の関連計画と整合性を図っています。中間評価では、あらためて関連計画との整合性を確認し、基本理念を明文化していきます。

2 中間評価における視点の整理

中間評価をするに当たって、データヘルス計画として何を最終目標とするか明確にする必要があります。個別保健事業との関連を重視、上記の関連計画の基本理念と合わせて目標を層別化して大目標と中目標として掲げました。

データヘルス計画の大目標

- (1) 被保険者の健康寿命の延伸と、QOLの向上
- (2) 医療費適正化

※QOL (quality of life) : 一般に、ひとりひとりの人生の内容の質や社会的にみた『生活の質』のことを指し、ある人がどれだけ人間らしい生活や自分らしい生活を送り、人生に幸福を見出しているか、ということを尺度としてとらえる概念

データヘルス計画の中目標

- ・ 重点事業を軸とした保健事業体制の強化を図り、必要な人に保健サービスを提供できる

第3章 重点保健事業の進捗状況の整理と評価

1 生活習慣病予防対策

特定健診は、被保険者の健康状態の把握に繋がり、保健事業の起点となることから、受診率向上のための取組を重点的に行ってきました。

○ 実施状況の振り返り

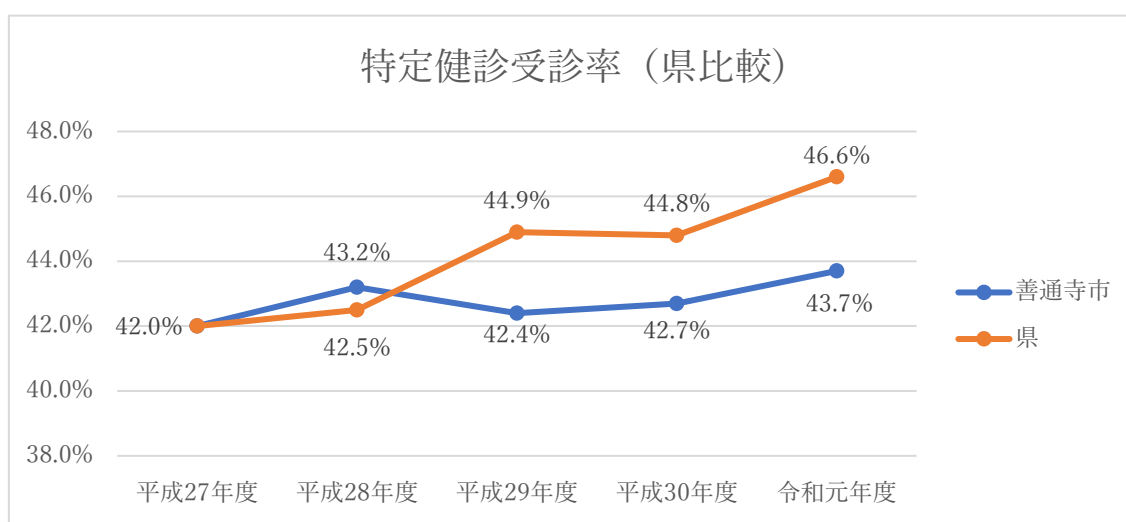
計画に記載されている 実施内容	取組状況	評価
特定健診受診率の向上	・未受診者及び継続受診勧奨(直営及び委託) ポスター掲示, 郵送による勧奨, 電話勧奨 ・若年層への健康意識向上 ヘルススクール等	予定通り実施

○ 取組状況の評価

受診勧奨は、興味をもってもらえること、分かりやすさを心がけて実施しました。勧奨することで受診意欲の向上に繋がるよう、毎年対象者をグループ分けし、グループ毎に受診勧奨通知のレイアウトを工夫し受診勧奨を行ってきた結果、受診者数が伸びていると考えられます。

○ 目標の達成状況

目標項目	目標値	達成状況	評価
特定健診受診率 ※法廷報告速報値	前年度より増 ※平成29年度 42.4%	平成30年度 42.7% 令和元年度 43.7%	達成



法定報告より

○ 成功要因および阻害要因

ポスター掲示などのポピュレーションアプローチに加え、個別受診勧奨を併せて行ったことにより受診率向上に繋がったと考えられます。継続受診に繋げるため、特定健診単独での受診勧奨ではなくがん検診との同時実施が行える体制を整えており、対象者に検診希望申込書による希望調査、受診券の個別通知、さらに対象者選定のうえ継続受診勧奨・未受診者勧奨を行うことで受診率は年々微増しています。

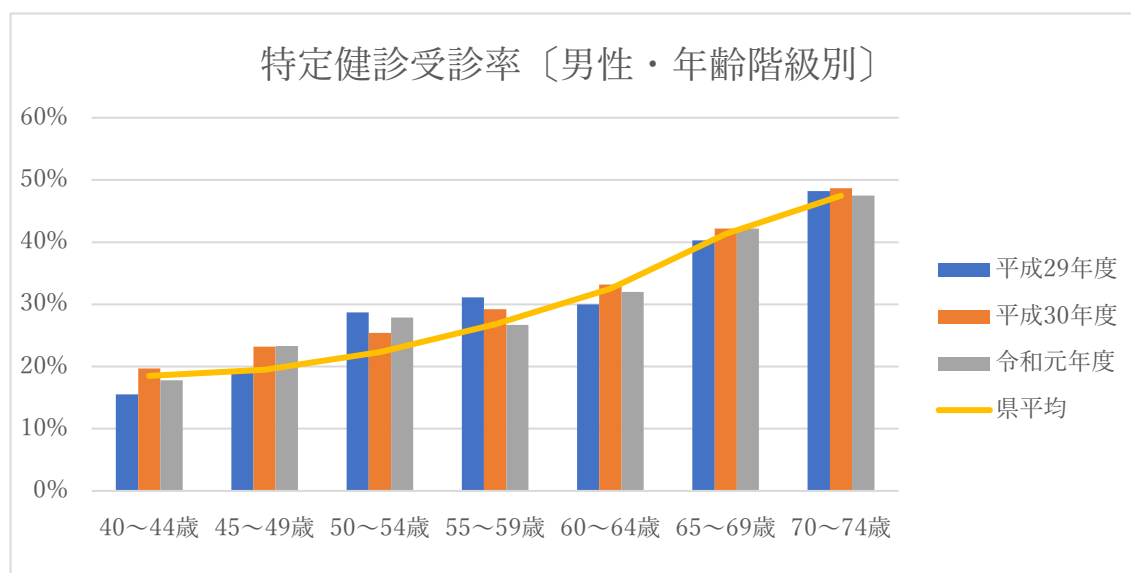
しかし、国が示す目標には届いておらず、対象者に分かりやすい周知を行うなど、更なる取組が必要だといえます。

○ データ分析

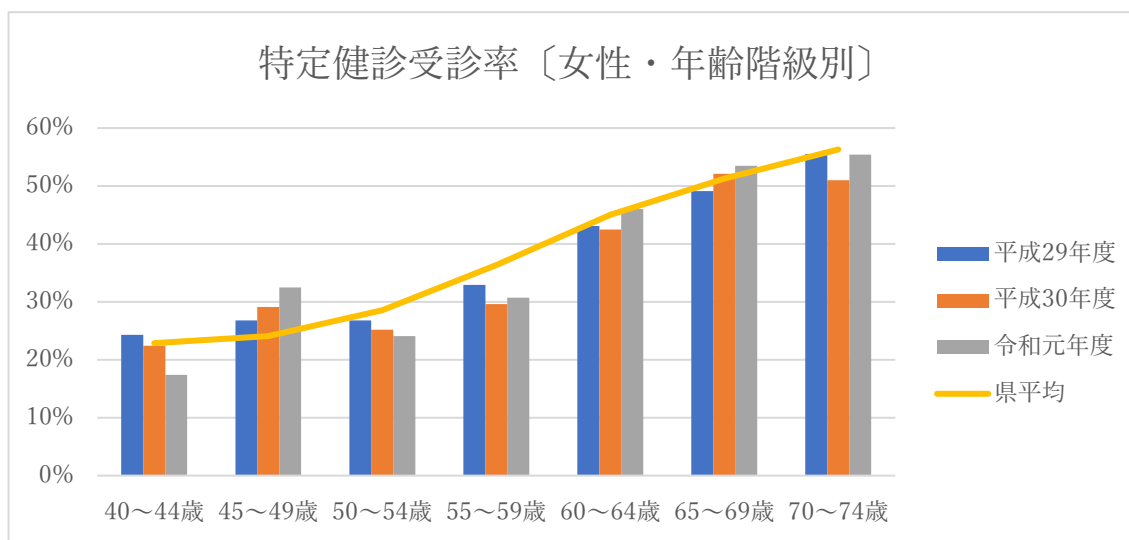
特定健診受診率向上の為の取組を行った結果についてデータ分析を行いました。

① 特定健診受診率の推移

年齢階級別に見ると若年層については、伸び率も鈍い傾向にあることが分かります。若い頃から健診の習慣を持つことがその後の受診に大きく影響すると考えられることから、初めて特定健診となる年代への介入が必要です。特定健診の対象年齢以前の若年層に対して、健康意識の向上や健診対象年齢となった際に受診に繋がるような取組に力を入れていく必要があります。



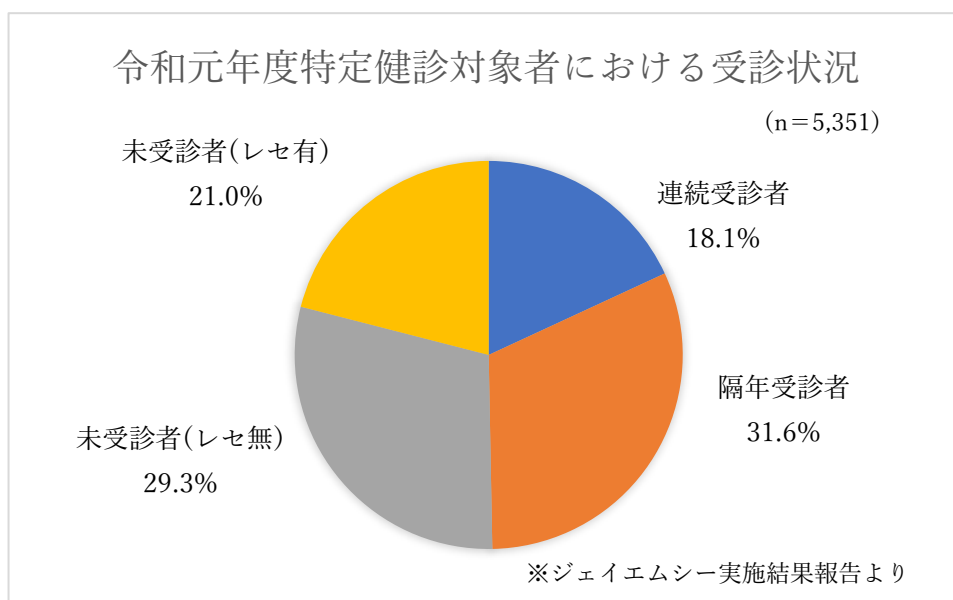
KDB より



KDB より

② 特定健診対象者の受診間隔に関する分析

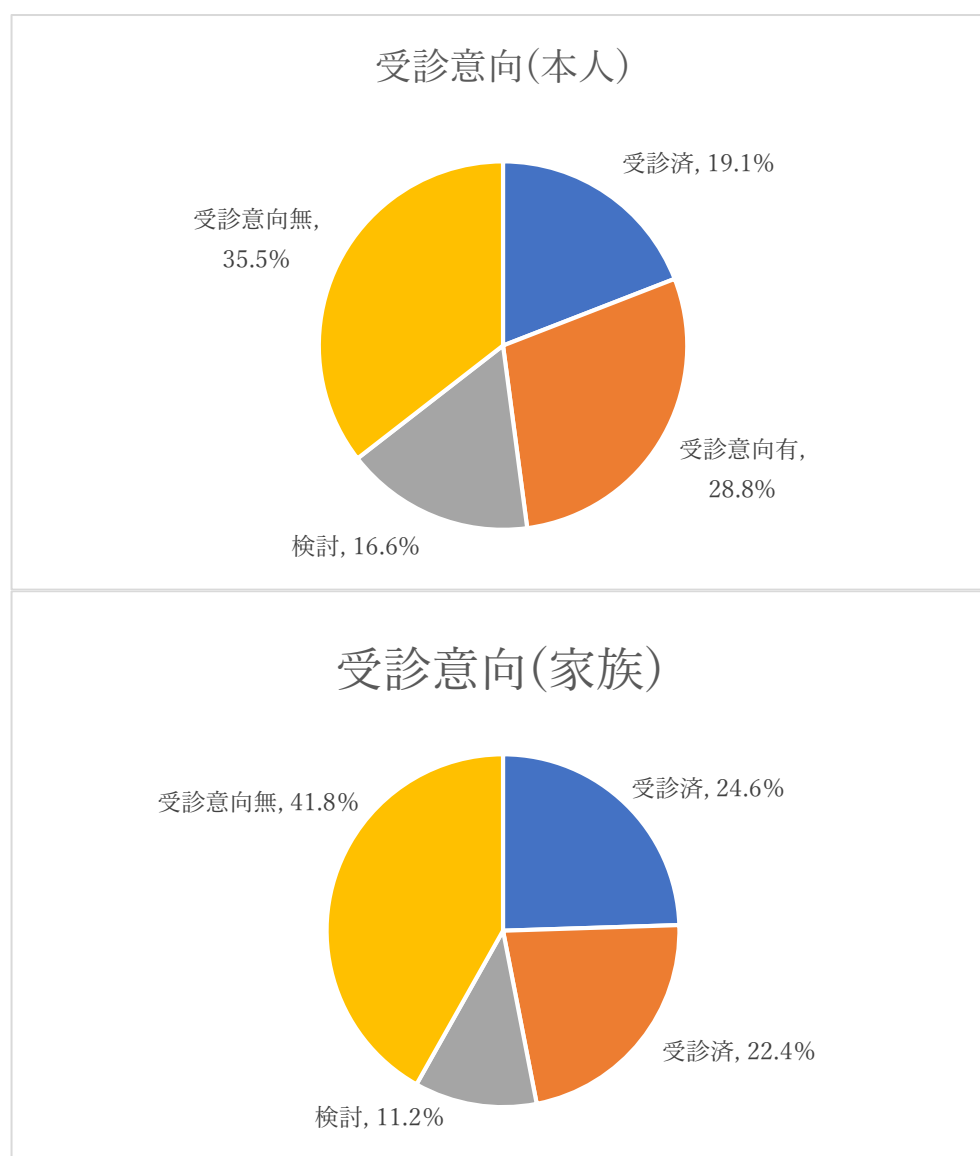
特定健診対象者のうち、連続受診者 18.1%、隔年受診者（受診歴 1～4 年） 31.6% となり、連続未受診者は 50.3% を占めます。連続未受診者の内訳は、レセプトあり 21.0%、レセプトなし 29.3% です。



③ 健診未受診者勧奨による効果分析

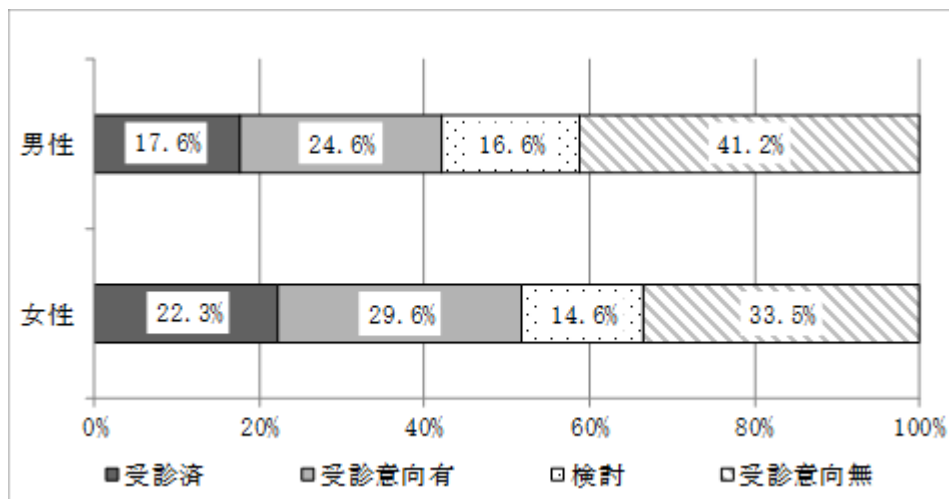
令和元年度、業務委託にて受診勧奨(電話勧奨及び通知ハガキによる勧奨)を行った結果、受診に繋がったのは約24%でした。

電話勧奨による対象者(817人。除外や電話番号相違等を除いた者)のうち、本人または家族から回答を得ることができたのは56.2%(459人)でした。本人からの回答(361人)について、内訳は「受診済み」19.1%、「受診意向あり」28.8%、「検討」16.6%、「受診意向無し」35.5%でした。



④ 受診意向に関する調査

電話勧奨による本人または家族からの回答を男女別に見ると、『受診意向無』と答えた人の割合は、男性 41.2%、女性 33.5%でした。



ジェイエムシー実施結果報告より

⑤ 不受診理由の把握

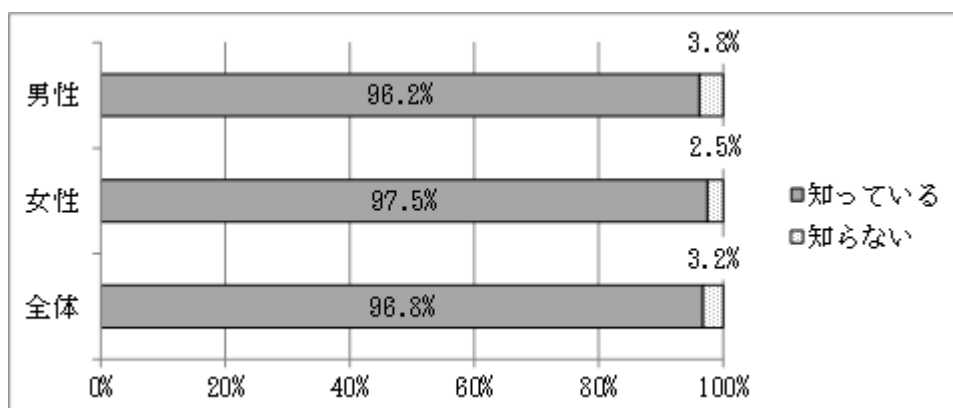
電話勧奨による聞き取りの際、『受診意向無』と答えた人について、不受診理由は「通院中」が 30.3%を占めており、最も多くなっています。次いで「他で健診を受けた」23.7%、「健康に自信がある」が 10.5%となっています。

項 目	割 合
通院中	30.3%
他で健診を受けた	23.7%
健康に自信がある	10.5%
入院中	7.9%
時間がない	7.9%
毎年受ける必要性を感じない	7.9%
施設入所	5.3%
病気が見つかるのが怖い	1.3%
場所が遠い	1.3%
手続きが面倒	1.3%
その他	2.6%
合計	100.0%

ジェイエムシー実施結果報告書より

⑥ 特定健診の認知度

特定健診がどういうものか知っているかを問う、認知度の調査では、9割以上の人が特定健診を「知っている」と回答しました。特定健診について、知らない対象者は少数であることが分かりました。知っているにも関わらず受診しない対象者に対し、受診に繋がるようなアプローチが必要です。

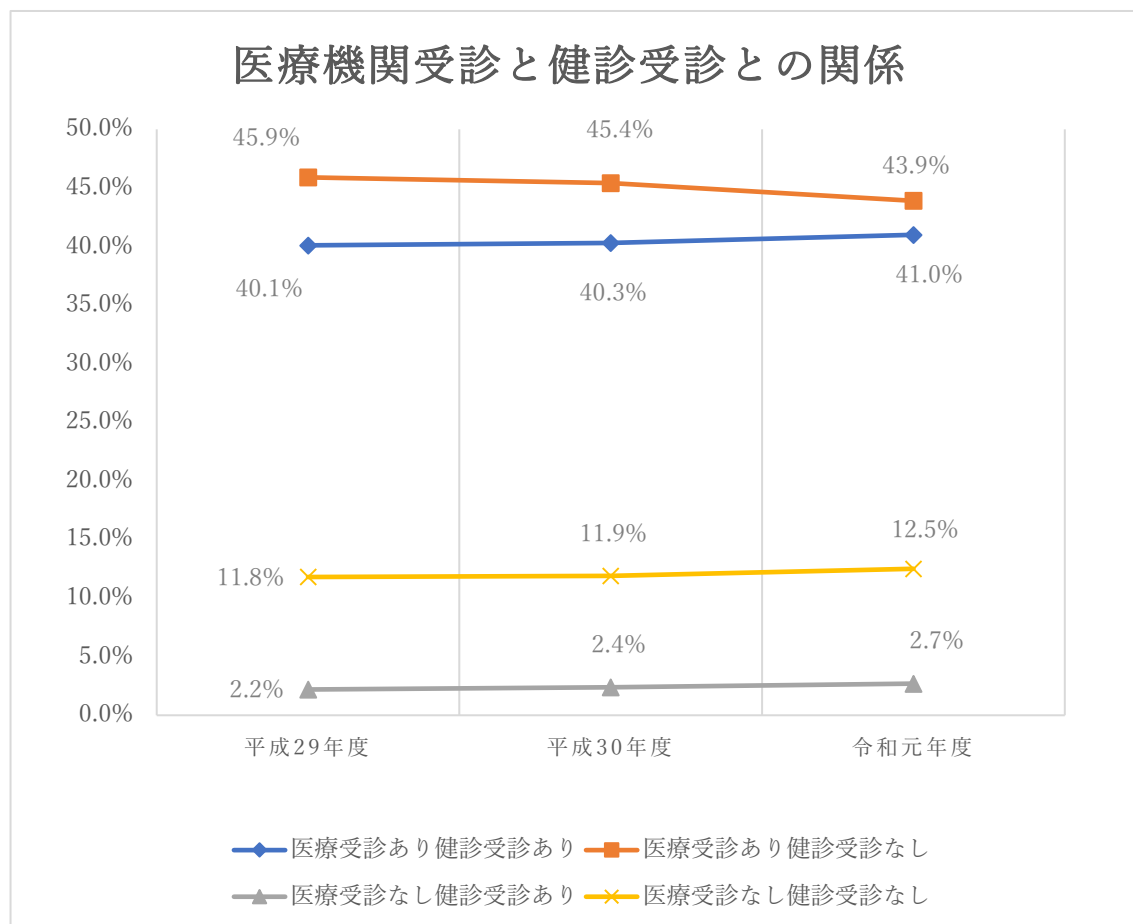


⑦ 医療機関受診と健診未受診との関連性

医療機関受診がある者について、健診受診状況を見ると、健診受診なしの者は微弱ではありますが減少傾向にあります。

特定健診対象者は、医療機関受診者も含まれています。医療機関受診の有無に関わらず、特定健診受診勧奨を実施していることが影響していると考えられます。

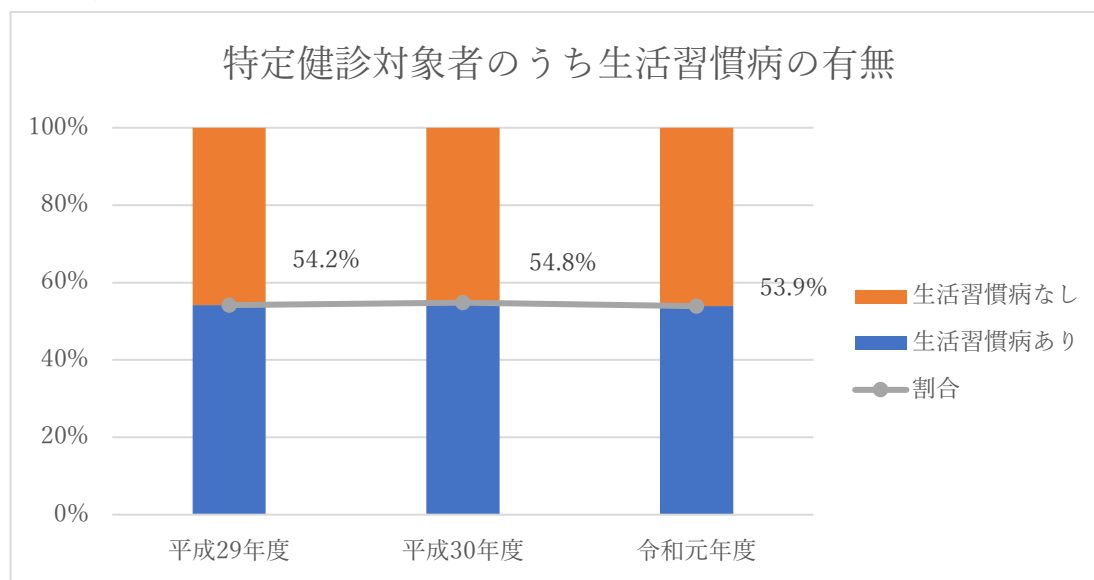
治療中の疾患以外の検査項目を定期的にチェックする機会として、特定健診受診が重要であることを、引き続き伝えていく必要があります。



KDB(医療機関受診と健診受診の関係表)より

⑧ 特定健診対象者に占める生活習慣病の状況

特定健診対象者のうち生活習慣病(がん・精神・筋骨格系疾患は除く)有病者は全体の半数以上を占めているのが分かります。



KDB(医療機関受診と健診受診の関係表)より

○ 目標値(令和5年度までの3年間)

特定健診受診率について、国の目標基準は60%です。現在の受診率、伸び率を考えると令和5年度に国の目標基準に達成することは難しいと考えられます。よって計画当初の『前年度より増』を目標とし、今後取り組みます。

項目	計画当初の目標値	中間評価後の目標値
特定健診の受診率	前年度より増	前年度より増

○ 中間評価による修正後の方針と実施内容

中間評価後の目標値を達成するために、今後以下のような方針で事業を実施していきます。

【中間評価後、今後の方針】

対象者の受診特性にあった個別アプローチ方法を構築する。

- ・未受診者に対する受診勧奨の取組を強化する。
- ・継続受診に繋げるための取組を強化する。
- ・不受診理由を得ることで対象者の健康状態の把握に努める。

【方針を踏まえた具体的な実施内容】

新規対象(新規加入者を含む)者への勧奨を強化する	・退職後の国保加入手続きにおいて健診受診券を発行する ・若年層への受診勧奨を強化する ・窓口対応や他の事業を通して受診勧奨を強化する ・職域との連携にて、体制を強化する
健診対象年齢前対象者への勧奨を強化する	・前対象者への健診の周知を実施する
通知より訴求性の高い電話でのアプローチを行うための基盤を構築する	・保健事業で使用するための電話番号取得のシステムづくりを行う
健診未受診者に対し受診勧奨を行う	・受診行動パターン別の勧奨通知を行う
がん検診とタイアップ強化を行う	・特定健診と同日実施の可能ながん検診について普及啓発を強化する。

2 生活習慣病重症化予防対策

生活習慣病重症化予防対策は、本市の地域課題であるメタボリックシンドロームの改善と糖尿病重症化予防を重点に置いた生活習慣病重症化予防を目指して、実施率の向上と効果的な保健指導及び受診勧奨を重視した取組を行ってきました。

【目標① 特定保健指導実施率の向上】

○ 実施状況の振り返り

メタボリックシンドロームの改善については『目標①特定保健指導実施率の向上』を目標として実施し、振り返りを行いました。

計画に記載されている 実施内容	取組状況	評価
健康づくり講座 及びフォローの実施	集団による特定保健指導の実施(直営) 2クール/年	予定通り実施
個別保健指導	訪問等個別介入による特定保健指導の実施 (直営)	予定通り実施
人間ドック実施医療機関への 保健指導委託	業務委託による特定保健指導の実施(委託) * 当日介入による効果的介入	予定通り実施

○ 取組状況の評価

『目標①特定保健指導実施率の向上』については、対象者の特性に合わせ、健康づくり講座（集団）での保健指導の実施、訪問等による個別での保健指導、人間ドック実施医療機関での委託個別保健指導の実施を行ってきました。人間ドック実施医療機関での実施については、健診当日に声かけを行うことで、より効果的な実施に繋がっています。また、様々な場からのアプローチによって対象者に応じた実施が可能となりました。

○ 目標の達成状況

目標項目	目標値	達成状況	
特定保健指導実施率の向上	前年度より実施率増	平成30年度 58.3% 令和元年度 65.2%	達成

○ 成功要因および阻害要因

『目標①特定保健指導実施率の向上』については、勧奨通知の内容を分かりやすく興味を誘う内容となるよう工夫をし、訪問等にて介入を試みましたが、就労状況や家庭環境によって継続的な介入が困難なケースが多く見られました。また、詐欺電話などの社会問題により、電話への応答が得られないケースもあり、これらの要因から利用に繋がりにくくなっています。

積極的支援においては、支援回数も多いため、途中脱落するケースも見受けられます。

特定保健指導の実施率増加のため、専属の専門職を雇用し、一時的に実施率の増加は見られましたが、年度ごとの振れ幅は大きく安定した数字にはなっていません。

【目標② 人工透析導入者数・割合の抑制】

○ 実施状況の振り返り

生活習慣病重症化予防(特に糖尿病重症化予防)については『目標②人工透析導入者数者数・割合の抑制』を目標として実施し、振り返りを行いました。

計画に記載されている 実施内容	取組状況	評価
KKDA 慢性腎臓病(CKD) 保健指導	慢性腎臓病(CKD)予防教室の実施 個別保健指導等	予定通り実施
KKDA 慢性腎臓病(CKD) 受診勧奨	郵送による受診勧奨	予定通り実施
KKDA 糖尿病治療中断者 受診勧奨	郵送または訪問による勧奨	予定通り実施
KKDA 歯科保健指導	郵送による受診勧奨 * 歯科医療機関にて保健指導実施	予定通り実施
KKDA 歯科受診勧奨	郵送による受診勧奨	予定通り実施
歯周病検診	成人歯科健診(1歳6か月児健診時実施) * 令和元年度より3歳児健診時も追加実施	予定通り実施
出前講座	糖尿病の現状(医療費を含む)について、国保事務担当と地区担当保健師が各地区公民館に出向き講話を実施 * 平成30年度より糖尿病重症化予防の観点から、糖尿病・歯周病に併せ慢性腎臓病(CKD)も追加実施。	予定通り実施

○ 取組状況の評価

『目標②人工透析導入数・割合の抑制』については、保健指導及び受診勧奨対象者に個別の勧奨通知を送付、または訪問等にて個別介入を行ったことで、より多くの対象者に介入する事ができました。

○ 目標の達成状況

目標項目	目標値	達成状況	
人工透析導入者割合の抑制	前年度の割合を維持しつつ、計画当初より減を長期目標に掲げ、取り組みます。	平成30年度 令和元年度	未達成

○ 成功要因および阻害要因

『目標②人工透析導入者数・割合の抑制』については、個別及び集団への呼び込みを行ったことで、対象者にあった実施が可能となりました。

また、医療機関との連携にて、受診勧奨後『要保健指導介入者』との回答があった際にはフォローを行うなど、フォロー体制にも力を入れ取り組むことができました。

実施に繋がらなかったケースとしては、健診を受けてから勧奨通知が届くまでの期間が空くことにより、危機意識の低下が考えられるため、勧奨通知の時期等についても検討が必要です。受診勧奨は、個別通知または訪問にてアプローチを行っていますが、受診に繋がっていないケースが多く見られています。糖尿病性腎症重症化予防は重点事業でもあり、受診に繋げるためにも実施方法の見直しや、保健指導及び受診勧奨対象者へのアプローチの方法、他の事業との連携について再構築が必要です。

保健指導及び受診勧奨対象者を合わせると、対象者数は多く、マンパワーの状況により実施率が大きく影響する年もあったため、実施体制を見直し、取り組んでいく必要があります。

○ データ分析

① 特定保健指導のデータ分析

平成30年度以降、特定保健指導実施率は増加しています。その要因として、専属専門職を雇用したことによる、訪問による個別介入に力を入れたことが影響していると考えられます。国や県の平均は上回ってはいますが、受診率の維持のため、取組体制の構築が必要であると考えます。また、次のステップとして質の向上に一層取り組んでいく段階であるといえます。

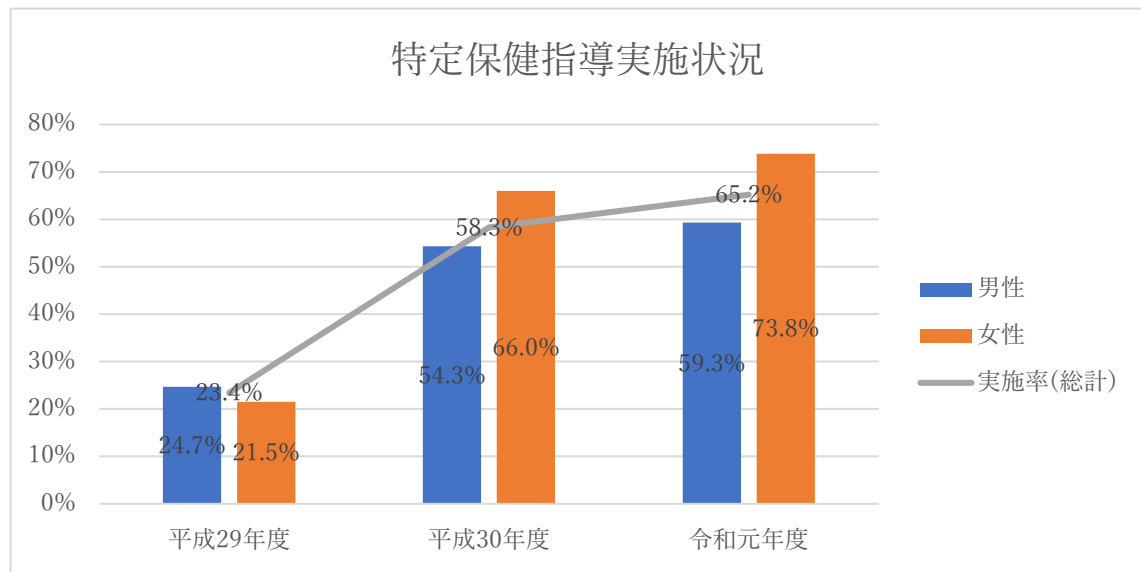
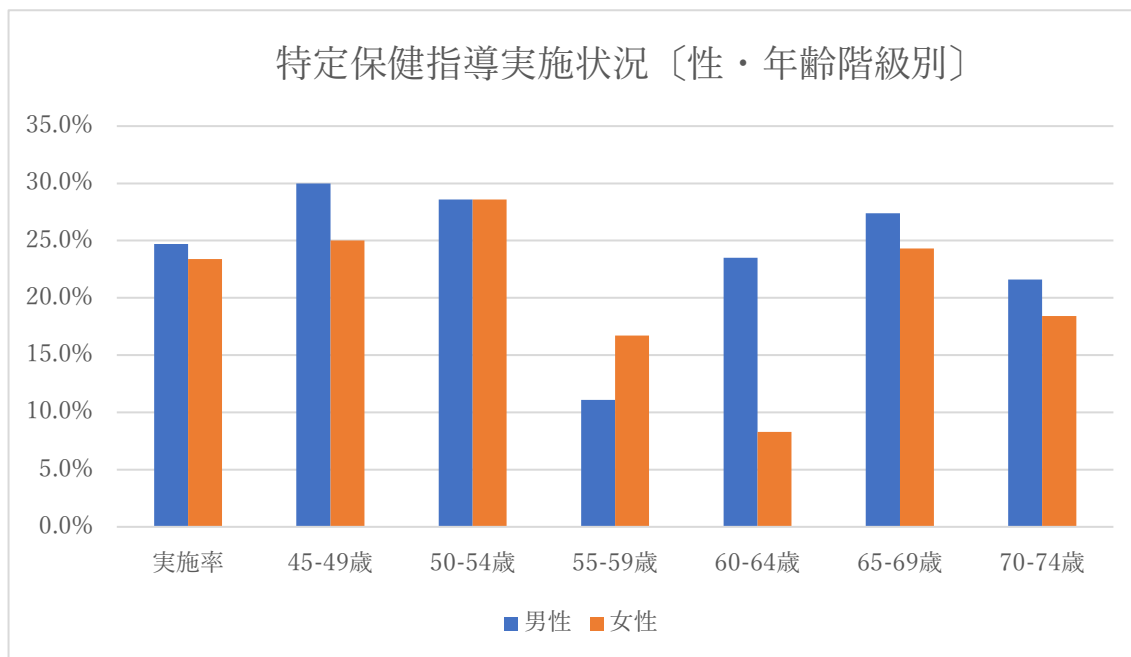


図 速報値より

第3章 重点保健事業の進捗状況の整理と評価

保健指導実施状況を性・年齢階級別に見ると、男女差、年齢差が大きいのが明かです。全体的に見ると、女性に比べ男性の方が保健指導実施に繋がっているのが分かります。それぞれの生活スタイルに応じた保健指導が実施できるよう、様々な介入方法が必要であるといえます。



法定報告速報値より

② 特定保健指導対象者の減少率

前年度特定保健指導対象者であり、当該年度特定保健指導対象者でなくなった者の割合は、男女差はあるものの、平成30年度以降、増加傾向にあります。特定保健指導実施率が影響しているものと考えられます。

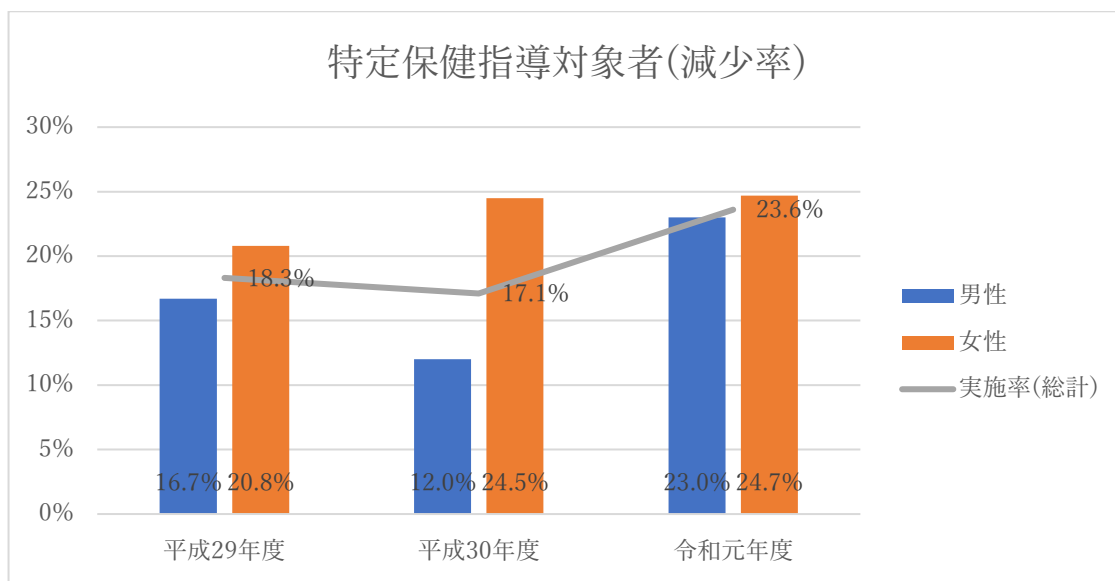
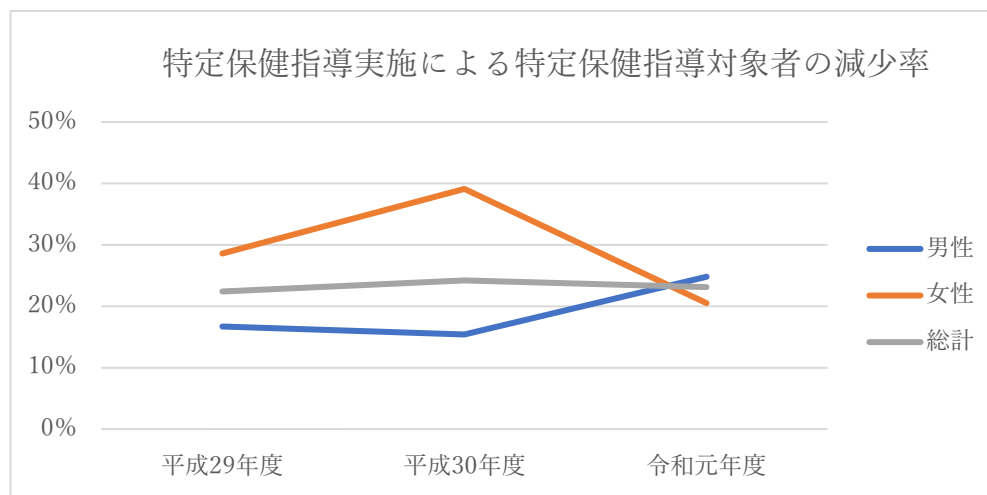


図 特定保健指導の推移 法定報告速報値より

③ 特定保健指導実施者における当該年度対象者の減少率

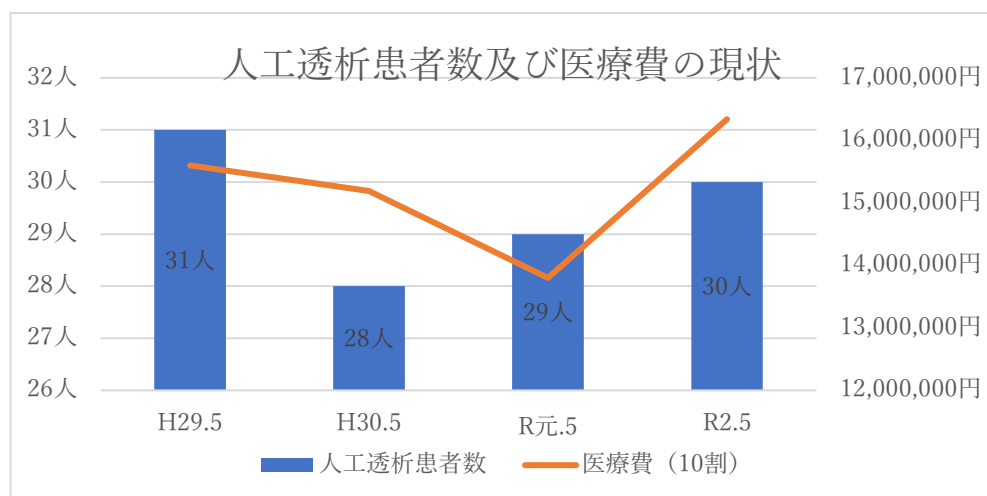
前年度特定保健指導実施者のうち、当該年度特定保健指導の対象者でなくなった者の減少率については、ここ数年横ばいです。特定保健指導実施率は増加していますが、効果を高めるための介入方法を検討する必要があります。

特定保健指導実施効果の向上のため、それぞれの取組内容の見直しや事例検討などを実施し、特定保健指導に従事するスタッフ間での共通認識を持つこと、また、個々にあった取組を行うことができるよう、スタッフのスキルアップを行うことも必要です。



④ 人工透析導入及び医療費の現状における分析

人工透析導入者数および医療費については、軒並み横ばいです。しかし、一人当たりにかかる医療費が高く、ひとりの増減でも医療費に大きな影響が出ています。



KDB より

○ 目標値（令和5年度までの3年間）

特定保健指導実施率は国が示す目標値は60%ですが、現在の実施率よりさらに増加となると、実施体制の拡大が必要です。よって、目標値は『前年度より増』とし、継続して実施率の向上を目指します。また、新たな目標設定として『特定保健指導対象者の減少率』を項目とし、目標指標を『前年度より増』とします。

項目	計画当初の目標	中間評価後の目標値
特定保健指導実施率	前年度より増	前年度より増
特定保健指導実施者の対象者の減少率	未設定	前年度より増
人工透析導入者割合の抑制	前年度の割合を維持	前年度の割合を維持

○ 中間評価による修正後の方針と実施内容

中間評価後の目標値を達成するために、今後以下のような方針で事業を実施していきます。

中間評価後の方針
①各保健指導及び受診勧奨対象者へのフォロー体制の強化 ②特定保健指導実施にあわせその他保健指導及び受診勧奨該当者への効率的な介入 ③人工透析導入状況を把握し、慢性腎臓病予防対策を推進する ④未治療対策を推進する ⑤人工透析減少への予防の取組や評価のための基盤づくりを強化する
方針を踏まえた具体的な実施内容
①新規保健指導対象者への積極的な介入 ・新規対象者への通知物の工夫及びスタッフ間で情報共有（取組状況等）を図る ②健診実施機関との連携 ・健診実施機関からの対象者への積極的な介入のため、医療機関への周知及び勧奨の協力依頼など体制づくりを強化する ③受診勧奨域対象者への受診行動を促す取組の強化 ・受診勧奨域対象者を選定する ・受診勧奨及び受診後のフォロー体制を強化する ・必要時、医療機関との連携を図る ④特定保健指導において受診勧奨を確実に行う ・対象者の行動変容に繋げるため、他の事業にも繋げ、スタッフ間での情報共有を行うことで、多面的なフォロー体制の強化を行う ⑤糖尿病治療中断者について、生活改善のための支援を行う ・個別介入における実施体制を強化する

第4章 その他の保健事業について

第3章の重点保健事業以外の保健事業については、以下の通り実施してきました。

○ 実施状況の振り返り

課題事業	取組内容	取組状況
生活習慣病の予防対策	がん検診受診率の向上	計画通り実施
生活習慣病の重症化予防対策	がん検診精密検査受診率の向上	計画通り実施
健康増進対策 (こころとからだ)	健康相談事業の実施	計画通り実施
	運動推進事業の実施	計画通り実施
	食育推進事業の実施	計画通り実施
地区組織力の向上対策	健康推進員の育成	計画通り実施
	食生活改善推進員の養成・育成	計画通り実施

○ 今後の実施内容と目標値

各事業を実施するにあたり、目標達成に向けて取り組んでいきます。

取組内容	実施内容	目標値
がん検診受診率の向上	・検診未受診者への受診勧奨	前年度より受診率増
がん検診精密検査受診率の向上	・精密検査未受診者への受診勧奨	前年度より実施率増
健康相談事業の実施	・いきいき健康相談の実施 ・個別健康相談の実施	継続実施
運動推進事業の実施	・健康運動大学の実施 ・運動器具指導等の実施	継続実施
食育推進事業の実施	・各種栄養教室及びいきいきキラ ッと食育推進事業の実施	継続実施
健康推進員の育成	・健康推進員研修会等	継続実施
食生活改善推進員の養成・育成	・食生活改善推進員養成講座及び 食生活改善推進員研修等の実施	継続実施

おわりに・・・

今回のデータヘルス計画（第二期）中間評価では、個別事業の実施状況と、その取組内容を中心に検討しました。

見直し及び修正後の目標達成のため、各事業に取り組んでいきます。また、今回の分析を活用し、より良い取組に繋がるよう事業展開していきます。

善通寺市保健事業実施計画第2期データヘルス計画
平成30年度～令和5年度中間評価

発行年月 令和3年3月

発 行 善通寺市
善通寺市健康福祉部保健課
〒765-8503
善通寺市文京町二丁目1番1号
TEL 0877-63-6308
FAX 0877-63-6368
e-mail hoken@city.zentsuji.kagawa.jp